

第 5 2 号議案

蒲郡市視聴覚ライブラリー設置条例等の一部改正について

蒲郡市視聴覚ライブラリー設置条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

蒲郡市長 鈴 木 寿 明

蒲郡市視聴覚ライブラリー設置条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

住居表示の見直しに伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市視聴覚ライブラリー設置条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市視聴覚ライブラリー設置条例の一部改正)

第1条 蒲郡市視聴覚ライブラリー設置条例（昭和48年蒲郡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(設置) 第2条 蒲郡市の学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、蒲郡市視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）を <u>蒲郡市港町19番1号</u> に置く。	(設置) 第2条 蒲郡市の学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、蒲郡市視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）を <u>蒲郡市港町17番17号</u> に置く。

(蒲郡市青少年センター設置条例の一部改正)

第2条 蒲郡市青少年センター設置条例（昭和38年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 位置 <u>蒲郡市港町19番1号</u>	(名称及び位置) 第2条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 位置 <u>蒲郡市港町17番17号</u>

(蒲郡市生命の海科学館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市生命の海科学館の設置及び管理に関する条例（平成26年蒲郡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(設置) 第2条 科学に対する関心を深め、豊かな創造力及び研究心を養い、広く学習の場を提供するため、科学館を次のとおり設置する。 (1) (略) (2) 位置 <u>蒲郡市港町19番1号</u>	(設置) 第2条 科学に対する関心を深め、豊かな創造力及び研究心を養い、広く学習の場を提供するため、科学館を次のとおり設置する。 (1) (略) (2) 位置 <u>蒲郡市港町17番17号</u>

附 則

この条例は、東三河都市計画事業蒲郡駅南土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。